

○ 農業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項（平成十九年金融庁・農林水産省告示第四号）

改正案	現行
<p>（附則別紙様式第一号） 表（略） （注） この様式において使用する用語は、自己資本比率告示（農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年金融庁・農林水産省告示第二号）をいう。以下同じ。）において使用する用語の例によるものとする。</p> <p>(1) コア資本に係る基礎項目</p> <p>a・b（略）</p> <p>c 「コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額」のうち、「適格引当金コア資本算入額」とは、内部格付手法採用組合において、適格引当金の合計額が事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を上回る場合における当該適格引当金の合計額から当該期待損失額の合計額を控除した額をいう。ただし、当該額が自己資本比率告示第百二十六条第一号に掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあつては、当該乗じて得た額をいう。</p> <p>d～f（略）</p>	<p>（附則別紙様式第一号） 表（略） （注） この様式において使用する用語は、自己資本比率告示（農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年金融庁・農林水産省告示第二号）をいう。以下同じ。）において使用する用語の例によるものとする。</p> <p>(1) コア資本に係る基礎項目</p> <p>a・b（略）</p> <p>c 「コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額」のうち、「適格引当金コア資本算入額」とは、内部格付手法採用組合において、適格引当金の合計額が事業法人等エクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を上回る場合における当該適格引当金の合計額から当該期待損失額の合計額を控除した額をいう。ただし、当該額が自己資本比率告示第百二十六条第一号に掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあつては、当該乗じて得た額をいう。</p> <p>d～f（略）</p>

(2)～(4) (略)

(附則別紙様式第二号)

項目	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)	
(略)	
コア資本に算入される評価・換算差額等	
<u>うち、退職給付に係るものの額</u>	
コア資本に係る調整後少数株主持分の額	
(略)	

(注)

この様式において使用する用語は、自己資本比率告示（農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年

(2)～(4) (略)

(附則別紙様式第二号)

項目	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)	
(略)	
(新設)	
(新設)	
コア資本に係る調整後少数株主持分の額	
(略)	

(注)

この様式において使用する用語は、自己資本比率告示（農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年

金融庁・農林水産省告示第二号)をいう。以下同じ。)において使用する用語の例によるものとする。

(1) コア資本に係る基礎項目

a・b (略)

c 「コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額」のうち、「適格引当金コア資本算入額」とは、内部格付手法採用組合において、適格引当金の合計額が事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を上回る場合における当該適格引当金の合計額から当該期待損失額の合計額を控除した額をいう。ただし、当該額が自己資本比率告示第百二十六条第一号に掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあつては、当該乗じて得た額をいう。

d～f (略)

g 「少数株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」とは、平成二十六年三月三十一日から起算して十年を経過する日までの間においては、自己資本比率改正告示附則第五条第一項又は第二項の規定に従い、自己資本比率告示第十条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいい、平成三十六年三月三十一日から起算して五年を経過する日までの間においては、自己資本比率改正告示附則第五条第一項の規定に従い、自己資本比率告示第十条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算

金融庁・農林水産省告示第二号)をいう。以下同じ。)において使用する用語の例によるものとする。

(1) コア資本に係る基礎項目

a・b (略)

c 「コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額」のうち、「適格引当金コア資本算入額」とは、内部格付手法採用組合において、適格引当金の合計額が事業法人等エクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を上回る場合における当該適格引当金の合計額から当該期待損失額の合計額を控除した額をいう。ただし、当該額が自己資本比率告示第百二十六条第一号に掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあつては、当該乗じて得た額をいう。

d～f (略)

g 「少数株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」とは、平成二十六年三月三十一日から起算して十年を経過するまでの間においては、自己資本比率改正告示附則第五条第一項又は第二項の規定に従い、自己資本比率告示第十条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいい、平成三十六年三月三十一日から起算して五年を経過するまでの間においては、自己資本比率改正告示附則第五条第一項の規定に従い、自己資本比率告示第十条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入し

入した額をいう。

(2)～(4) (略)

(別紙様式第一号)

表 (略)

(注)

(1) コア資本に係る基礎項目

a・b (略)

c 「コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額」のうち、「適格引当金コア資本算入額」とは、内部格付手法採用組合において、適格引当金の合計額が事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を上回る場合における当該適格引当金の合計額から当該期待損失額の合計額を控除した額をいう。ただし、当該額が自己資本比率告示第百二十六条第一号に掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあつては、当該乗じて得た額をいう。

d～f (略)

(2)～(4) (略)

(別紙様式第二号)

項目

た額をいう。

(2)～(4) (略)

(別紙様式第一号)

表 (略)

(注)

(1) コア資本に係る基礎項目

a・b (略)

c 「コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額」のうち、「適格引当金コア資本算入額」とは、内部格付手法採用組合において、適格引当金の合計額が事業法人等エクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を上回る場合における当該適格引当金の合計額から当該期待損失額の合計額を控除した額をいう。ただし、当該額が自己資本比率告示第百二十六条第一号に掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあつては、当該乗じて得た額をいう。

d～f (略)

(2)～(4) (略)

(別紙様式第二号)

項目

コア資本に係る基礎項目 (1)	
(略)	
コア資本に算入される評価・換算差額等	
うち、退職給付に係るものの額	
コア資本に係る調整後少数株主持分の額	
(略)	

(注)

(1) コア資本に係る基礎項目

a・b (略)

c 「コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額」のうち、「適格引当金コア資本算入額」とは、内部格付手法採用組合において、適格引当金の合計額が事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を上回る場合における当該適格引当金の合計額から当該期待損失額の合計額を控除した額をいう。ただし、当該額が自己資本比率告示第二百二十六条第一号に掲げる

コア資本に係る基礎項目 (1)	
(略)	
(新設)	
(新設)	
コア資本に係る調整後少数株主持分の額	
(略)	

(注)

(1) コア資本に係る基礎項目

a・b (略)

c 「コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額」のうち、「適格引当金コア資本算入額」とは、内部格付手法採用組合において、適格引当金の合計額が事業法人等エクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を上回る場合における当該適格引当金の合計額から当該期待損失額の合計額を控除した額をいう。ただし、当該額が自己資本比率告示第二百二十六条第一号に掲げる額に

額に〇・六パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあつては、当該乗じて得た額をいう。

d～f (略)

g 「少数株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」とは、平成二十六年三月三十一日から起算して十年を経過する日までの間においては、自己資本比率改正告示附則第五条第一項又は第二項の規定に従い、自己資本比率告示第十条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいい、平成三十六年三月三十一日から起算して五年を経過する日までの間においては、自己資本比率改正告示附則第五条第一項の規定に従い、自己資本比率告示第十条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいう。

(2)～(4) (略)

〇・六パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあつては、当該乗じて得た額をいう。

d～f (略)

g 「少数株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」とは、平成二十六年三月三十一日から起算して十年を経過するまでの間においては、自己資本比率改正告示附則第五条第一項又は第二項の規定に従い、自己資本比率告示第十条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいい、平成三十六年三月三十一日から起算して五年を経過するまでの間においては、自己資本比率改正告示附則第五条第一項の規定に従い、自己資本比率告示第十条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいう。

(2)～(4) (略)

○ 漁業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項（平成十九年金融庁・農林水産省告示第五号）

改 正 案	現 行
<p>（附則別紙様式第一号） 表（略） （注） この様式において使用する用語は、自己資本比率告示（漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年金融庁・農林水産省告示第三号）をいう。以下同じ。）において使用する用語の例によるものとする。</p> <p>(1) コア資本に係る基礎項目</p> <p>a・b（略）</p> <p>c 「コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額」のうち、「適格引当金コア資本算入額」とは、内部格付手法採用組合において、適格引当金の合計額が事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を上回る場合における当該適格引当金の合計額から当該期待損失額の合計額を控除した額をいう。ただし、当該額が自己資本比率告示第二百二十六条第一号に掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあつては、当該乗じて得た額をいう。</p> <p>d～f（略）</p>	<p>（附則別紙様式第一号） 表（略） （注） この様式において使用する用語は、自己資本比率告示（漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年金融庁・農林水産省告示第三号）をいう。以下同じ。）において使用する用語の例によるものとする。</p> <p>(1) コア資本に係る基礎項目</p> <p>a・b（略）</p> <p>c 「コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額」のうち、「適格引当金コア資本算入額」とは、内部格付手法採用組合において、適格引当金の合計額が事業法人等エクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を上回る場合における当該適格引当金の合計額から当該期待損失額の合計額を控除した額をいう。ただし、当該額が自己資本比率告示第二百二十六条第一号に掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあつては、当該乗じて得た額をいう。</p> <p>d～f（略）</p>

(2)～(4) (略)

(附則別紙様式第二号)

項目	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)	
(略)	
コア資本に算入される評価・換算差額等	
うち、退職給付に係るものの額	
コア資本に係る調整後少数株主持分の額	
(略)	

(注)

この様式において使用する用語は、自己資本比率告示（漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年

(2)～(4) (略)

(附則別紙様式第二号)

項目	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)	
(略)	
(新設)	
(新設)	
コア資本に係る調整後少数株主持分の額	
(略)	

(注)

この様式において使用する用語は、自己資本比率告示（漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年

金融庁・農林水産省告示第三号)をいう。以下同じ。)において使用する用語の例によるものとする。

(1) コア資本に係る基礎項目

a・b (略)

c 「コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額」のうち、「適格引当金コア資本算入額」とは、内部格付手法採用組合において、適格引当金の合計額が事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を上回る場合における当該適格引当金の合計額から当該期待損失額の合計額を控除した額をいう。ただし、当該額が自己資本比率告示第百二十六条第一号に掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあつては、当該乗じて得た額をいう。

d～f (略)

g 「少数株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」とは、平成二十六年三月三十一日から起算して十年を経過する日までの間においては、自己資本比率改正告示附則第五条第三項又は第四項の規定に従い、自己資本比率告示第十条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいい、平成三十六年三月三十一日から起算して五年を経過する日までの間においては、自己資本比率改正告示附則第五条第三項の規定に従い、自己資本比率告示第十条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算

金融庁・農林水産省告示第三号)をいう。以下同じ。)において使用する用語の例によるものとする。

(1) コア資本に係る基礎項目

a・b (略)

c 「コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額」のうち、「適格引当金コア資本算入額」とは、内部格付手法採用組合において、適格引当金の合計額が事業法人等エクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を上回る場合における当該適格引当金の合計額から当該期待損失額の合計額を控除した額をいう。ただし、当該額が自己資本比率告示第百二十六条第一号に掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあつては、当該乗じて得た額をいう。

d～f (略)

g 「少数株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」とは、平成二十六年三月三十一日から起算して十年を経過するまでの間においては、自己資本比率改正告示附則第五条第三項又は第四項の規定に従い、自己資本比率告示第十条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいい、平成三十六年三月三十一日から起算して五年を経過するまでの間においては、自己資本比率改正告示附則第五条第三項の規定に従い、自己資本比率告示第十条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入し

入した額をいう。

(2)～(4) (略)

(別紙様式第一号)

表 (略)

(注)

(1) コア資本に係る基礎項目

a・b (略)

c 「コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額」のうち、「適格引当金コア資本算入額」とは、内部格付手法採用組合において、適格引当金の合計額が事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を上回る場合における当該適格引当金の合計額から当該期待損失額の合計額を控除した額をいう。ただし、当該額が自己資本比率告示第百二十六条第一号に掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあつては、当該乗じて得た額をいう。

d～f (略)

(2)～(4) (略)

(別紙様式第二号)

項目

た額をいう。

(2)～(4) (略)

(別紙様式第一号)

表 (略)

(注)

(1) コア資本に係る基礎項目

a・b (略)

c 「コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額」のうち、「適格引当金コア資本算入額」とは、内部格付手法採用組合において、適格引当金の合計額が事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を上回る場合における当該適格引当金の合計額から当該期待損失額の合計額を控除した額をいう。ただし、当該額が自己資本比率告示第百二十六条第一号に掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあつては、当該乗じて得た額をいう。

d～f (略)

(2)～(4) (略)

(別紙様式第二号)

項目

コア資本に係る基礎項目 (1)	
(略)	
コア資本に算入される評価・換算差額等	
うち、退職給付に係るものの額	
コア資本に係る調整後少数株主持分の額	
(略)	

(注)

(1) コア資本に係る基礎項目

a・b (略)

c 「コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額」のうち、「適格引当金コア資本算入額」とは、内部格付手法採用組合において、適格引当金の合計額が事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を上回る場合における当該適格引当金の合計額から当該期待損失額の合計額を控除した額をいう。ただし、当該額が自己資本比率告示第二百二十六条第一号に掲げる

コア資本に係る基礎項目 (1)	
(略)	
(新設)	
(新設)	
コア資本に係る調整後少数株主持分の額	
(略)	

(注)

(1) コア資本に係る基礎項目

a・b (略)

c 「コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額」のうち、「適格引当金コア資本算入額」とは、内部格付手法採用組合において、適格引当金の合計額が事業法人等エクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を上回る場合における当該適格引当金の合計額から当該期待損失額の合計額を控除した額をいう。ただし、当該額が自己資本比率告示第二百二十六条第一号に掲げる額に

額に〇・六パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあつては、当該乗じて得た額をいう。

d～f (略)

g 「少数株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」とは、平成二十六年三月三十一日から起算して十年を経過する日までの間においては、自己資本比率改正告示附則第五条第三項又は第四項の規定に従い、自己資本比率告示第十条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいい、平成三十六年三月三十一日から起算して五年を経過する日までの間においては、自己資本比率改正告示附則第五条第三項の規定に従い、自己資本比率告示第十条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいう。

(2)～(4) (略)

〇・六パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあつては、当該乗じて得た額をいう。

d～f (略)

g 「少数株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」とは、平成二十六年三月三十一日から起算して十年を経過するまでの間においては、自己資本比率改正告示附則第五条第三項又は第四項の規定に従い、自己資本比率告示第十条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいい、平成三十六年三月三十一日から起算して五年を経過するまでの間においては、自己資本比率改正告示附則第五条第三項の規定に従い、自己資本比率告示第十条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいう。

(2)～(4) (略)